

所管部課	総務部 文書課		部長	矢吹 勇一	
件名	令和5年第3回東大和市議会定例会の招集日について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第101条第1項及び第7項、第102条第2項 東大和市議会定例会の回数に関する条例 東大和市議会定例会の招集時期に関する規則			
	部課機関	議会事務局			
1. 要 旨					
<p>(1) 招集日について 令和5年9月 5日 (火) としたい。</p> <p>(2) 告示予定日 令和5年8月29日 (火) としたい。</p> <p>(3) 議案送付予定日 令和5年8月29日 (火) としたい。</p> <p>(4) 影響及び効果 招集日が確定することで、令和5年第3回東大和市議会定例会に向けて、議案送付や議案審議に対する準備等を適切に行うことができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>(1) 提出予定案件名の報告は、7月11日 (火) の庁議で行う。</p> <p>(2) 提出予定案件の審議は、7月26日 (水) の庁議で行う。</p>					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
上記日程のとおり事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。